

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ペー
◎高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○道路の区域変更 (道 路 課)	4
○道路の供用開始 ( " )	5
◎告示(県立都市公園の設置)の一部改正 (公園下水道課)	5
公 告	
○第36期高知県労働委員会使用者委員(補欠)候補者推薦要領 (雇用労働政策課)	5
○土地改良区の役員の就退任(3件) (農業基盤課)	5
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	6
○高知港港湾計画の変更の概要 (港 湾 課)	6
○宿毛湾港湾計画の変更の概要 ( " )	6
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 <4・14揭示>	7
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 <">	7
◎特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 <">	8
◎高知県人事委員会に係る高知県統計調査条例の施行に関する規則 <">	8
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	8
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正 <4・14揭示>	9
○県統計調査の実施 <">	10
高知県人事委員会公告	
○高知県職員等採用上級試験の実施	10
正 誤	
○正誤(平19・11・13付け 公告ほか)	13

規 則

高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第47号

#### 高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則

高知県給与支給事務集中処理規則(昭和40年高知県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「行い」を「行い、又は別記第1号様式による月例報告入力票によりセンター課長に報告し」に、「別記第1号様式」を「別記第1号様式の2」に改め、同条第2項中「登録し、又は報告した」を「報告し、又は登録した」に、「変更処理を行い」を「変更処理を行い、又は別記第3号様式による月例報告で支払う手当の異動報告書により速やかにセンター課長に報告し」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記  
第1号様式 (第6条関係)

月例報告入力票 (育児短時間勤務職員用) 作成日 年 月 日

年 月 分

所属長	記入者

職員番号 氏名 ( )	所属コード 所属名 ( )
----------------	------------------

時間外勤務		
100/100 時間 分	125/100 時間 分	150/100 時間 分
135/100 時間 分	160/100 時間 分	25/100 時間 分

休日勤務	夜間勤務
135/100 時間 分	25/100 時間 分

宿日直手当							
区分	5割回数	10割回数	15割回数	区分	5割回数	10割回数	15割回数

管特手当	
10割回数	15割回数

日額特勤								
日額	定額	日(回)数	日額	定額	日(回)数	日額	定額	日(回)数
日額	定額	日(回)数	日額	定額	日(回)数	日額	定額	日(回)数

当月除外	
<input type="checkbox"/> 管理職手当	<input type="checkbox"/> 通勤手当

前月除外		
<input type="checkbox"/> 定通教育手当	<input type="checkbox"/> 産業教育手当	<input type="checkbox"/> 農林漁業普及指導手当

減額コード
02 介護休暇
04 欠勤
05 ストライキ
06 組合休暇
07 部分休業 (育児休業)
08 部分休業 (育児休業) ・ 長期掛金免除なし

前月減額対象時間	
減額	減額
時間 分	時間 分

- (記入上の注意事項) 1 数字項目は、右詰めで記入してください。  
2 「当月除外」欄及び「前月除外」欄は、対象となる項目の記入欄にチェックマーク ( ) を記入してください。

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2 (第6条関係)

年 月 分 月例報告入力票 (学校専用A) 作成日 年 月 日

所属コード 所屬名( ) Page /

職員番号 (氏名)  ( )	日額特勤 (※1)		連絡指導手当日数	所屬長 記入者
	多学年手当	2学年 3学年以上	日 日	
教員特殊業務 手当	部活動	減額対象時間 (※2)	減額コード	
	対外運動 競技等	減額コード	時間 分	
その他 コード	特別支援学校宿日直手当	5割回数 10割回数 15割回数		当月除外
その他 コード	特別支援学校宿日直手当	5割回数 10割回数 15割回数		前月除外

職員番号 (氏名)  ( )	日額特勤 (※1)		連絡指導手当日数	所屬長 記入者
	多学年手当	2学年 3学年以上	日 日	
教員特殊業務 手当	部活動	減額対象時間 (※2)	減額コード	
	対外運動 競技等	減額コード	時間 分	
その他 コード	特別支援学校宿日直手当	5割回数 10割回数 15割回数		当月除外
その他 コード	特別支援学校宿日直手当	5割回数 10割回数 15割回数		前月除外

職員番号 (氏名)  ( )	日額特勤 (※1)		連絡指導手当日数	所屬長 記入者
	多学年手当	2学年 3学年以上	日 日	
教員特殊業務 手当	部活動	減額対象時間 (※2)	減額コード	
	対外運動 競技等	減額コード	時間 分	
その他 コード	特別支援学校宿日直手当	5割回数 10割回数 15割回数		当月除外
その他 コード	特別支援学校宿日直手当	5割回数 10割回数 15割回数		前月除外

- (※1) その他コード
- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 01 非常災害時 (児童の保護、防災等)   | 13 非常災害時 (緊急補導業務)     |
| 02 対外運動競技等 (泊を伴うもの)    | 14 非常災害時 (特に甚大な災害時)   |
| 03 対外運動競技等 (週休日等に行うもの) | 15 非常災害時 (負傷・疾病等救急業務) |
| 11 修学旅行・林間・臨海学校等指導     | 16 部活動 (2時間以上4時間未満)   |
| 12 部活動 (4時間以上)         | 21 入試時の監督採点           |
- (※2) 減額コード
- |          |
|----------|
| 02 介護休暇  |
| 04 欠勤    |
| 05 ストライキ |
| 06 組合休暇  |

(記入時の注意事項) 1 数字項目は、右詰めで記入してください。 2 「当月除外」欄及び「前月除外」欄は、対象となる項目の記入欄にチェックマーク(☑)を記入してください。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式 (第6条関係)

月例報告入力票 (学校専用B)

作成日 年 月 日

年 月 分

Page /

所属長	記入者

職員番号	所属コード
氏名 ( )	所属名 ( )

時間外勤務		
100/100 時間 分	125/100 時間 分	150/100 時間 分
135/100 時間 分	160/100 時間 分	25/100 時間 分

特別支援学校宿日直手当			
区分	5割回数	10割回数	15割回数

- 減額コード
- 02 介護休暇
  - 04 欠勤
  - 05 ストライキ
  - 06 組合休暇
  - 07 部分休業 (育児休業)
  - 08 部分休業 (育児休業) ・長期掛金免除なし

管特手当	
10割回数	15割回数

当月除外	
<input type="checkbox"/> 管理職手当	<input type="checkbox"/> 通勤手当

前月減額対象時間			
減額コード	時間	分	分

(記入上の注意事項) 1 数字項目は、右詰めで記入してください。  
 2 「当月除外」欄は、対象となる項目の記入欄にチェックマーク ( ) を記入してください。

別記第3号様式中

「 学校長 ( )」

を

「 (所属長) ( )」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第370号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年4月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町上八川 上分字ナロダ1342番 1から 吾川郡いの町上八川 上分字ノダケ798番 2まで	A	2.8 } 23.0	1,765
	前		
吾川郡いの町上八川 上分字ナロダ1338番 2から 吾川郡いの町上八川 上分字ノダケ798番 8まで	B	12.0 } 73.0	1,684
	後		
吾川郡いの町上八川 上分字ナロダ1338番 2から 吾川郡いの町上八川 上分字ノダケ798番 8まで		12.0 } 73.0	1,684

吾川郡いの町上八川 上分字崩川内4072番 1から 吾川郡いの町上八川 上分字石神ノ元2369 番1まで	前	A	2.8 ㌔ 16.0	502
		B	11.7 ㌔ 70.0	
吾川郡いの町上八川 上分字崩川内4070番 1から 吾川郡いの町上八川 上分字石神ノ元2369 番1まで	後	A	11.7 ㌔ 70.0	470
		B	3.0 ㌔ 4.8	
吾川郡いの町上八川 下分字下涉瀬3500番 から 吾川郡いの町上八川 下分字下涉瀬3476番 1まで	前	A	13.0 ㌔ 20.0	118
		B	13.0 ㌔ 20.0	
吾川郡いの町上八川 上分字崩川内4070番 1から 吾川郡いの町上八川 上分字石神ノ元2369 番1まで	後	A	3.0 ㌔ 4.8	119
		B	13.0 ㌔ 20.0	

高知県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成21年4月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成21年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

	延	長	
--	---	---	--

供 用 開 始 区 間	(メートル)	供用開始年月日
土佐市甲原宇勘重1672番2 から 土佐市甲原宇勘重3688番33 まで	136	平成21年4月28 日

高知県告示第372号

昭和60年2月高知県告示第105号（県立都市公園の設置）の一部を次のように改正する。  
平成21年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

3中  
「南国市田村字徳蔵ノ後乙664番1ほか27筆」  
を  
「南国市田村字徳蔵ノ後乙664番1ほか27筆  
南国市田村字トラデン乙327番5ほか9筆  
南国市田村字サルメタ乙263番12ほか10筆  
南国市田村字タカウシロウ乙252番1ほか11筆  
南国市田村字串太夫乙274番7番ほか2筆  
南国市田村字シマイテン乙210番4ほか4筆」  
に改める。  
4中「9.18ヘクタール」を「10.32ヘクタール」に改める。

公 告

高知県労働委員会の第36期使用者委員に欠員が生じたため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により補欠の委員を任命したいので、推薦資格のある使用者団体は、次の要領により候補者を推薦してください。  
平成21年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

第36期高知県労働委員会使用者委員（補欠）候補者推薦要領

- 1 候補者を推薦する者の資格  
本県の区域内のみに組織を有する使用者団体であること。
- 2 候補者資格  
特別の資格条件を要しない。ただし、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。
- 3 委員の数及び任期  
補欠委員の数は1人で、任期は前任者の残任期間とする。

- 4 推薦手続  
推薦資格のある使用者団体は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証する定款又は規約等を添えて推薦すること。
- 5 推薦締切日  
平成21年5月15日（金）
- 6 推薦書の提出先  
高知県商工労働部雇用労働政策課

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南国市廿枝土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。  
平成21年4月28日

|      |       |      |       |             |  |
|------|-------|------|-------|-------------|--|
|      |       |      |       | 高知県知事 尾崎 正直 |  |
| 役名   | 氏名    | 住    | 所     |             |  |
| (退任) |       |      |       |             |  |
| 理事   | 二宮 修  | 南国市  | 廿枝    | 1618-1      |  |
| 〃    | 門田 理博 | 〃    | 〃     | 1279        |  |
| 〃    | 澤村 雅尚 | 〃    | 〃     | 978         |  |
| 〃    | 中沢 節男 | 〃    | 〃     | 391-2       |  |
| 〃    | 吉川 靖男 | 〃    | 下末松   | 261         |  |
| 〃    | 福井 雅一 | 高知市  | 葛島三丁目 | 4-5         |  |
| 監事   | 島田 常郎 | 四万十市 | 渡川二丁目 | 1-17-15     |  |
| 〃    | 二宮 邦彦 | 南国市  | 廿枝    | 1629        |  |
| 〃    | 高芝 和明 | 〃    | 〃     | 352-5       |  |
| (就任) |       |      |       |             |  |
| 理事   | 二宮 修  | 南国市  | 廿枝    | 1618-1      |  |
| 〃    | 門田 理博 | 〃    | 〃     | 1279        |  |
| 〃    | 中沢 節男 | 〃    | 〃     | 391-2       |  |
| 〃    | 吉川 靖男 | 〃    | 下末松   | 261         |  |
| 〃    | 高橋 伸明 | 〃    | 廿枝    | 320-1       |  |
| 〃    | 門田 英夫 | 〃    | 〃     | 1271        |  |
| 監事   | 島田 常郎 | 〃    | 〃     | 884         |  |
| 〃    | 二宮 邦彦 | 〃    | 〃     | 1629        |  |
| 〃    | 高芝 和明 | 〃    | 〃     | 352-5       |  |

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、室戸市西山台地土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。  
平成21年4月28日

				高知県知事 尾崎 正直	
役名	氏名	住	所		
(退任)					
理事	岡村 辰雄	室戸市	羽根町 甲	76-イ	

“ 竹崎 直壽 “ “ 甲 328- 1  
 “ 尾崎 文彦 “ “ 甲1121- 1  
 “ 藤戸 敬吉 “ “ 甲 594- 6  
 “ 岡村 博晃 “ 吉良川町乙4368  
 “ 森岡 秀男 “ “ 乙5368- 7  
 “ 小松 弘之 “ “ 乙3820  
 監事 澤野 啓助 “ “ 乙4034  
 “ 佐藤 隆起 “ “ 乙3747- 1  
 (就任)  
 理事 岡村 辰雄 室戸市羽根町 甲 76- 4  
 “ 竹崎 直壽 “ “ 甲 328- 1  
 “ 尾崎 文彦 “ “ 甲1121- 1  
 “ 藤戸 敬吉 “ “ 甲 594- 6  
 “ 森岡 秀男 “ 吉良川町乙5368- 7  
 “ 小松 弘之 “ “ 乙3820  
 “ 小松 健二 “ “ 甲2176- 1  
 監事 澤野 啓助 “ “ 乙4034  
 “ 佐藤 隆起 “ “ 乙3747- 1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山田堰筋土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏名	住 所	
理事	依光 淑暁	香美郡土佐山田町中野	406
“	岡崎 英昭	“ “	929
“	島崎 保	南国市 金地	567
“	隅田 龍夫	“ 上野田	747
“	竹村 定昭	“ 西山	52
“	恒石 正文	“ 陣山	554
“	永吉 正	“ 篠原	1947- 1
“	島崎 泰行	“ 大桶 甲	635
“	窪田 敬一	“ 篠原	1062
“	濱田 庄平	“ 田村 乙	2578- 5
“	楠瀬 徳	“ 里改田	1470
“	新谷 正雄	“ 大桶 乙	1843
“	安井 正興	香美市土佐山田町京田	517- 2
監事	高橋 学	南国市 東崎	616
“	刈谷 英博	“ 大桶 乙	829
(就任)			
理事	依光 淑暁	香美市土佐山田町中野	406
“	岡崎 英昭	“ “	929

“ 安井 正興 “ “ 京田 517- 2  
 “ 島崎 保 南国市 金地 567  
 “ 北村 正文 “ 上野田 643- 3  
 “ 岩目 雅男 “ 西山 910  
 “ 恒石 正文 “ 陣山 554  
 “ 高橋 学 “ 東崎 616  
 “ 島崎 泰行 “ 大桶 甲 635  
 “ 高石 旭 “ 篠原 793- 1  
 “ 新谷 正雄 “ 大桶 乙1843  
 “ 濱田 庄平 “ 田村 乙2578- 5  
 “ 山岡 幹雄 “ 里改田 315  
 監事 刈谷 英博 “ 大桶 乙 829  
 “ 永吉 正 “ 篠原 1947- 1

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり該当図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成21年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類  
高知広域都市計画下水道（高知市公共下水道）の変更
- 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

高知港港湾計画について軽易な変更をしたので、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、当該港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成21年4月28日

高知港港湾管理者 高知県

代表者 高知県知事 尾崎 正直

- 変更に係る事項

- (1) 専用ふ頭計画

地区名	名称	数量
仁井田地区	ドルフィン	1 バース

- (2) 水域施設計画

地区名	名称	面積

仁井田地区	泊地	6.6ヘクタール
仁井田地区	航路・泊地	5.0ヘクタール

- (3) 小型船だまり計画

地区名	名称	面積
仁井田地区	泊地	3.4ヘクタール
仁井田地区	航路	1.0ヘクタール

- 2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

- (1) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県土木部港湾課
- (2) 高知市稲荷町11-26 高知県高知土木事務所
- (3) 高知市本町五丁目6-13 高知市商工観光部産業政策課

- 3 変更年月日

平成21年3月25日

宿毛湾港港湾計画について軽易な変更をしたので、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、当該港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成21年4月28日

宿毛湾港港湾管理者 高知県

代表者 高知県知事 尾崎 正直

- 1 変更に係る事項

- (1) 臨港交通施設計画

地区名	名称	面積
池島地区	臨港道路池島1号線	2.9ヘクタール

- (2) 港湾環境整備施設計画

地区名	名称	面積
池島地区	池島緑地Ⅱ	5.9ヘクタール
池島地区	池島緑地Ⅲ	2.4ヘクタール

- 2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

- (1) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県土木部港湾課
- (2) 四万十市古津賀4-61 高知県幡多土木事務所

- (3) 宿毛市宿毛5342-7 高知県幡多土木事務所宿毛事務所
  - (4) 宿毛市桜町2-1 宿毛市建設課
- 3 変更年月日  
平成21年3月25日

-----  
**人事委員会規則**  
 -----

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月14日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第31号**

**職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項1種の欄中

「部長」

を

「部長

産業連携推進官」

に改め、同項2種の欄中

「排出権取引推進監

港湾振興監」

を

「地域産業振興監」

に、

「参事」

を

「参事

東京事務所副所長」

に改め、「東京事務所副所長」、「大阪事務所長」及び「総合看護専門学校長」を削り、

「高知高等技術学校長

中央東農業振興センター所長

中央西農業振興センター所長」

を

「大阪事務所長

高知高等技術学校長」

に改め、「幡多土木事務所長」を削り、同項3種の欄中「情報技術専門監」、「名古屋事務所長」、「総合看護専門学校副校長」及び「総合看護専門学校事務長」を削り、

「精神保健福祉センター所長

療育福祉センター事務局長

療育福祉センター副センター長」

を

「療育福祉センター事務局長

療育福祉センター副センター長

精神保健福祉センター所長」

に改め、「環境研究センター所長」を削り、

「女性相談支援センター所長」

を

「女性相談支援センター所長

工業技術センター所長

紙産業技術センター所長

海洋深層水研究所長

名古屋事務所長」

に改め、「農業大学校長」、「農業大学校副校長」、「農業大学校事務長」、「環境保全型畑作振興センター所長」及び「(中央東農業振興センター所長及び中央西農業振興センター所長を除く。)」を削り、

「病虫害防除所長」

」

を

「農業技術センター次長

農業技術センター技術次長

農業技術センターの場長

農業大学校長

農業大学校副校長

農業大学校事務長

環境保全型畑作振興センター所長

病虫害防除所長

畜産試験場長」

に、

「中央家畜保健衛生所次長」

を

「家畜保健衛生所次長

森林技術センター所長」

に、

「栽培漁業センター所長」

を

「環境研究センター所長

内水面漁業センター所長

水産試験場長」

に改め、「工業技術センター所長」、「紙産業技術センター所長」、「農業技術センター次長」、「農業技術センター技術次長」、「農業技術センターの場長」、「畜産試験場長」、「森林技術センター所長」、「海洋深層水研究所長」、「内水面漁業センター所長」及び「水産試験場長」を削り、

「須崎土木事務所長」

を

「須崎土木事務所長

幡多土木事務所長」

に改め、「中央西土木事務所桐見ダム管理事務所長」を削り、同表教育委員会の項2種の欄中

「教育次長」

を

「教育次長

子育て・親育ち推進監」

に改め、同表警察の項3種の欄中

「留置管理官」

を

「留置管理官

通信指令室長」

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給等に関する規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

~~~~~

期末手当及び勤労手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月14日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第32号**

**期末手当及び勤労手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤労手当に関する規則(昭和38年高知県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表知事部局の項中

「東京事務所長」

を

「産業連携推進官

東京事務所長」

に、

「港湾振興監」

を

「地域産業振興監

東京事務所副所長」

に改め、「東京事務所副所長」及び「大阪事務所長」を削り、「療育福祉センター長」

を

「療育福祉センター長

大阪事務所長」

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤労

手当に関する規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月14日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第33号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(昭和45年高知県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1四万十市の項中

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 西土佐江川崎<br>2445-2 | 地域づくり支援課員駐在<br>支所 |
| 西土佐江川崎<br>247-3  | 中村警察署江川崎駐在所       |
| 川登300            | 中村警察署川登駐在所        |

を

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 西土佐江川崎<br>247-3 | 中村警察署江川崎駐在所 |
| 川登300           | 中村警察署川登駐在所  |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

高知県人事委員会に係る高知県統計調査条例の施行に関する規則をここに公布する。

平成21年4月14日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第34号

高知県人事委員会に係る高知県統計調査条例の施行に関する規則

高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)に規定する高知県人事委員会が行う県統計調査に係る調査票情報の提供その他同条例の施行に関し必要な事項については、高知県統計調査条例施行規則(平成21年高知県規則第19号)の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第35号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和45年高知県人事委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の本庁の項中「会計管理者 局長」を「局長 産業連携推進官 会計管理者」に、「排出権取引推進監 港湾振興監」を「地域産業振興監」に改め、「情報技術専門監」を削り、「総務企画課のチーフ

法務課の法令及び訴訟担当のチーフ  
秘書課のチーフ、主任及び主幹  
行政管理課のチーフ、主任及び主幹  
人事課のチーフ並びに人事、人材育成及び経営品質担当の主任、主幹及び主査

を

「秘書課のチーフ、主任及び主幹  
政策企画課のチーフ、主幹及び主査  
法務課の法令及び訴訟担当のチーフ  
行政管理課のチーフ、主任、主幹及び主事  
人事課のチーフ並びに人事及び人材育成担当の主任、主幹、主査及び主事

に、

「企画調整課の総務担当のチーフ  
政策推進課のチーフ、主幹及び主査  
情報政策課の電子県庁及び調達最適化推進担当のチーフ  
健康福祉企画課のチーフ

を

「健康長寿政策課のチーフ  
地域福祉政策課の企画調整担当のチーフ  
情報政策課の電子県庁及び調達最適化推進担当のチーフ」

に、

「森林政策課の企画担当のチーフ  
競馬対策課のチーフ

を

「競馬対策課のチーフ  
林業環境政策課の企画担当のチーフ」  
に改め、同表知事部局の出先機関の項中  
「県税事務所の課長

を

「東京事務所のプロジェクトマネージャー

県税事務所の課長」  
に改め、同表教育委員会の事務局の本庁の項中「教育次長」を「教育次長 子育て・親育ち推進監」に、「総務福利課の企画調整及び法規調査担当のチーフ並びに人事、給与及び服務担当の主幹及び主査

を

「総務福利課の企画調整及び法規調査担当のチーフ並びに人事、給与及び服務担当の主任、主幹及び主査

幼保支援課の専門企画員

に改め、同表教育委員会の事務局の事務所の項中「所長」を「所長 企画監」に改め、同表教育委員会の教育機関の県立学校の項中「校長」を「校長 副校長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第3号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、この告示による改正後の別表第1、別表第2、別表第6及び別表第8の規定は、平成21年4月1日から適用する。

平成21年4月14日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

別表第1の3級の知事部局の項中「専門技術員（4等級）」を削り、同表の4級の知事部局の項中「専門技術員（3等級）」を「専門技術員」に改め、「地域調整主任」を削り、同表の4級の警察の項中

「警察署の課長」

を

「警察署の課長  
警察署の少年育成指導官」

に改め、同表の5級の知事部局の項中

「課長補佐」

を

「課長補佐  
生活安全推進監」

に改め、「地域調整主任」を削り、同表の5級の教育委員会の項中

「課長補佐」

を

「課長補佐  
専門企画員」

に、

「青少年センター次長」

を

「青少年センター次長  
青少年センターの課長」

に改め、同表の5級の警察の項中

「警察署の課長」

を

「警察署の課長  
警察署の少年育成指導官」

に改め、同表の5級の県立大学の項中

「事務室長」

を

「事務室長  
健康管理主任」

に改め、同表の6級の知事部局の項中「情報技術専門監」及び「生活安全推進監」を削り、同表の7級の知事部局の項中

「排出権取引推進監

港湾振興監」

を

「地域産業振興監」

に改め、「消防学校長」、「総合看護専門学校長」、「中央東農業振興センター所長」、「中央西農業振興センター所長」及び「幡多土木事務所長」を削り、同表の7級の教育委員会の項中

「教育次長」

を

「教育次長  
子育て・親育ち推進監」

に改め、同表の8級の知事部局の項中

「参事」

を

「参事  
東京事務所副所長」

に、

「中央西県税事務所長」

を

「中央西県税事務所長  
消防学校長」

に改め、同表の8級の項中

|          |      |
|----------|------|
| 収用委員会事務局 | 事務局長 |
|----------|------|

を

|          |      |
|----------|------|
| 教育委員会    | 教育次長 |
| 収用委員会事務局 | 事務局長 |

に改め、同表の9級の知事部局の項中

「本庁の部長」

を

「本庁の部長  
産業連携推進官」

に改める。

別表第2の5級の項中

「警察署の課長」

を

「警察署の課長  
警察署の課長代理」

に改め、同表の6級の項中「犯罪組織情報官」を「組織犯罪対策指導官」に改め、同表の7級の項中「警務企画官」を「企画調査官」に改める。

別表第6の3級の項中「主任（3種）」を削る。

別表第8の5級の項中

「次長  
所長（3等級）」  
を  
「所長（3等級）  
出先機関の部長」  
に、  
「主任」  
を  
「主任  
技監」  
に改め、同表の6級の項中「次長（2等級に限る。）」を「次長」に改める。

#### 高知県人事委員会告示第4号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成21年4月14日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

- 1 調査の名称  
平成21年民間企業における夏季一時金に関する調査
- 2 調査の目的  
高知県職員の6月支給の期末・勤勉手当と民間企業における夏季一時金とを比較検討するための基礎資料を作成するため。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域  
高知県全域
  - (2) 単位  
事業所
  - (3) 属性  
企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の民間事業所
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 事業所に関する事項  
企業名及び事業所名
    - イ 給与制度に関する事項
      - (ア) 本年夏季一時金の支給の決定状況
      - (イ) 本年の夏季又は年間の一時金の支給額及び支給月数並びに従業員平均賃金
      - (ウ) 前年の夏季又は年間の一時金の支給額及び支給月数並びに従業員平均賃金
  - (2) その基準となる期間  
平成21年4月16日から同月27日まで
- 5 報告を求める者
  - (1) 数  
97事業所
  - (2) 選定方法  
平成20年職種別民間給与実態調査の対象事業所
- 6 報告を求めるために用いる方法
  - (1) 調査組織  
高知県人事委員会が直接報告を求める。
  - (2) 調査方法  
郵送調査
- 7 報告を求める期間  
平成21年4月16日から同月27日まで

-----  
**人事委員会公告**  
-----

高知県職員等採用上級試験を次のとおり行う。

平成21年4月28日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

## 1 試験区分、採用予定人員及び勤務先

| 試験区分 |        | 採用予定人員 | 勤務先                                                 |
|------|--------|--------|-----------------------------------------------------|
| 事務職種 | 行政     | 20名    | 知事部局等の本庁又は出先機関                                      |
|      | 警察事務   | 2名     | 警察本部各課又は各警察署等                                       |
|      | 学校事務   | 9名     | 県立学校又は市町村立小中学校等                                     |
|      | 県立病院事務 | 2名     | 安芸病院、芸陽病院又は幡多けんみん病院                                 |
| 土木   |        | 20名    | 知事部局（土木部）等の本庁又は出先機関（土木事務所等）                         |
| 電気   |        | 3名     | 知事部局（土木部）等の本庁若しくは出先機関（ダム管理事務所等）又は公営企業局（本局、発電管理事務所等） |
| 建築   |        | 2名     | 知事部局（土木部）等の本庁又は出先機関（土木事務所等）                         |
| 水産   |        | 3名     | 知事部局（水産振興部）等の本庁又は出先機関（漁業指導所、水産試験場等）                 |
| 林業   |        | 4名     | 知事部局（林業振興・環境部）等の本庁又は出先機関（林業事務所、森林技術センター等）           |
| 農業   |        | 8名     | 知事部局（農業振興                                           |

|                   |    |                                            |
|-------------------|----|--------------------------------------------|
|                   |    | 部）等の本庁又は出先機関（農業振興センター、農業技術センター等）           |
| 保健師               | 3名 | 知事部局（健康政策部又は地域福祉部）等の本庁又は出先機関（福祉保健所、児童相談所等） |
| 化学                | 4名 | 知事部局（林業振興・環境部）等の本庁又は出先機関（福祉保健所、試験研究機関等）    |
| 社会福祉（児童福祉）        | 3名 | 知事部局（地域福祉部）等の本庁又は出先機関（児童相談所、福祉保健所、希望が丘学園等） |
| 社会福祉（心理）          | 1名 |                                            |
| 薬剤師               | 4名 | 知事部局（健康政策部）等の本庁又は出先機関（試験研究機関、福祉保健所等）       |
| 薬剤師（県立病院）         | 4名 | 安芸病院、芸陽病院又は幡多けんみん病院                        |
| 医療ソーシャルワーカー（県立病院） | 1名 |                                            |
| 少年補導職員            | 1名 | 警察本部少年課又は各警察署等                             |
| 科学捜査研究員（生物科学）     | 1名 | 警察本部科学捜査研究所                                |

事務職種の受験者は、「行政」、「警察事務」、「学校事務」及び「県立病院事務」の4つの試験区分の中からいずれかを第1志望とし、残りの試験区分を第2志望とすることができる。ただし、点字問題による受験を希望する場合は、「行政」のみの受験に限る。

なお、採用後の試験区分間の人事交流は、原則としてない。

## 2 職務内容

試験区分に応じた業務に従事することを基本とするが、専門分野及び適性に応じ、試験区分以外の業務（事務）に従事することがある。

## 3 受験資格

次の(1)から(4)までに該当する人。ただし、事務職種の「警察事務」、「少年補導職員」又は「科学捜査研究員（生物科学）」を受験する人は、(2)については、ア（日本国籍を有する人）に該当する人に限る。

## (1) 年齢

ア 「保健師」、「薬剤師」又は「薬剤師（県立病院）」昭和55年4月2日以降に生まれた人

## イ ア以外の試験区分

昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人（学歴不問）又は同月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による4年制の大学等を卒業した人若しくは平成22年3月31日までに卒業見込みの人

## (2) 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

## (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる人（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない人

## (4) 次に掲げる試験区分については、それぞれの要件を満たす人

ア 「保健師」については、保健師の免許を有する人又は平成22年3月31日までに取得見込みの人

イ 「社会福祉（児童福祉）」については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項各号に該当する児童福祉司の任用資格を有する人又は平成22年3月31日までに取得見込みの人

ウ 「社会福祉（心理）」については、学校教育法の規定による4年制の大学若しくは大学院において心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業（修了）した人又は平成22年3月31日までに卒業（修了）見込みの人

エ 「薬剤師」又は「薬剤師（県立病院）」については、薬剤師の免許を有する人又は平成22年4月30日までに取得見込みの人

## 4 受験手続

## (1) 受付期間

平成21年5月7日(木)から同月22日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(郵送による場合は、平成21年5月22日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所(香美市)、高知県中央東土木事務所(南国市)、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所(いの町)、高知県中央西福祉保健所(佐川町)、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所(四万十市)、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所及び高知県名古屋事務所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

| 区分    | 種目                           | 日時                                                                  | 場所                                                                            |
|-------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 教養試験<br>専門試験                 | 平成21年6月28日<br>(日)午前9時から午後3時15分ごろまで                                  | (高知市)<br>高知市棧橋通六丁目2-1<br>高知県立高知南高等学校<br>(東京都)<br>東京都文京区春日一丁目13-27<br>中央大学理工学部 |
| 第2次試験 | 論文試験<br>口述試験<br>適性検査<br>身体検査 | 平成21年7月25日(土)から同年8月4日(火)までの間に高知市で実施するが、詳しい日程等については、第1次試験の合格通知に記載する。 |                                                                               |

6 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

| 種目   | 方法    | 内容                                 |
|------|-------|------------------------------------|
| 教養試験 | 五肢択一式 | 公務員として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能についての筆記試験 |
| 専門試験 | 五肢択一式 | それぞれの職務に必要な専門的知識、技術等についての筆記試験      |

(2) 第2次試験

| 種目   | 内容                                       |
|------|------------------------------------------|
| 論文試験 | 職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験             |
| 口述試験 | 人物、人柄等についての集団討論及び個別面接による試験(個別面接は、2回行う。)  |
| 適性検査 | 職務遂行に必要な適性を有するかどうかについての検査                |
| 身体検査 | 職務遂行に必要な健康を有するかどうかについての検査(健康診断書の提出を求める。) |

7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は7月上旬に、最終合格者の発表は8月下旬に行う。

8 任命等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて提示される。各任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。  
なお、採用候補者名簿に登載されても、受験資格として免許又は任用資格の取得が定められている試験区分については、それぞれの免許又は任用資格を3の(4)に記載する所定の日までに取得しなければ採用されない。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成22年4月1日以降である。

(3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとり任命が行われる。ただし、事務職種の「警察事務」、「少年補導職員」又は「科学捜査研究員(生物科学)」に従事することとなる採用者は、この任命に当たっての考え方は適用されない。

9 給与

平成21年4月1日現在の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、172,700円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。ただし、県立病院の職員の給与については、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の趣旨にのっとり経営状況を反映したものとすることがある。

10 試験成績の開示

この試験の受験者は、成績の開示を請求することができる。

11 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

| 問い合わせ先      | 電話番号           | 所在地                     |
|-------------|----------------|-------------------------|
| 高知県人事委員会事務局 | (088) 821-4641 | 高知市丸ノ内二丁目4-1<br>高知県庁北庁舎 |

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。

-----  
正 誤  
-----

| 公報日付      | 公報番号 | 種類  | ページ | 欄<br>(行)  | 正                         | 誤                       |
|-----------|------|-----|-----|-----------|---------------------------|-------------------------|
| 平19・11・13 | 8994 | ○公告 | 1   | 中<br>(28) | 野老山 皓                     | 海老山 皓                   |
|           |      |     |     | 右<br>(3)  | 野老山 皓                     | 海老山 皓                   |
| 平19・12・28 | 号外46 | ○告示 | 22  | 左<br>(34) | 平成12年9月12日付け高知県指令12港第194号 | 平成8年9月19日付け高知県指令8港第206号 |